

## 5 弁護士任官等の実績状況

2001年6月の司法制度改革審議会意見書は、「判事の給源の多様化、多元化」「裁判官の任命手続の見直し」「裁判官の人事制度の見直し」等を掲げた。

日本の裁判官や検察官の大半は、司法修習を終了した後、直ちに判事補や検事としてそのルートに乗った人たちである。しかし、それでは組織が制度疲労を起こしかねない。弁護士経験を積んだ人が裁判官や検察官になれば、それらの職務により影響を及ぼすことが期待できる。これを「弁護士任官」と呼んでおり、以前から取り組まれていたが、より強力に推進するため、日弁連と最高裁判所で協議を行い、2001年12月7日「弁護士任官等に関する協議の取りまとめ」が成立し、新しい弁護士任官制度が開始された。さらに、2002年8月23日には、日弁連と最高裁判所の協議によって、民事・家事調停事件に弁護士が非常勤で裁判官役を担当する非常勤裁判官制度が導入されることになった。これについては、2004年1月から実働が開始された。

また、多様で豊かな知識・経験を備えた判事を確保するため、判事補に裁判官の職務以外の多様な法律家としての経験（弁護士、検察官等が基本）を積ませる仕組みを整備すべきであるとされた。検事にも同様の仕組みを作ることが求められ、2004年6月18日に「判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律」が成立し、2005年4月から弁護士職務経験制度が施行された。

資料2-3-13 弁護士任官者数（常勤任官者）－弁護士会連合会別－

(単位：人)

任官年度	関東	近畿	中部	中国地方	九州	東北	北海道	四国	合計
1992	2	4	0	0	0	0	0	0	6
1993	3	4	0	0	0	0	0	0	7
1994	1	6	0	0	0	0	0	0	7
1995	0	2	0	0	0	0	0	0	2
1996	1	2	2	0	0	0	0	0	5
1997	3	1	0	0	1	0	0	0	5
1998	2	0	0	0	0	0	0	0	2
1999	3	1	0	0	0	0	0	0	4
2000	3	0	0	0	0	0	0	0	3
2001	2	0	1	0	0	0	0	0	3
2002	3	2	0	0	0	0	0	0	5
2003	5	4	1	0	0	0	0	0	10
2004	5	1	0	1	1	0	0	0	8
2005	4	0	0	0	0	0	0	0	4
2006	2	1	1	0	1	0	0	0	5
2007	4	2	0	0	0	0	0	0	6
2008	2	1	0	1	0	0	0	0	4
2009	5	1	0	0	0	0	0	0	6
2010	1	0	0	0	0	0	0	0	1
2011	2	2	0	0	1	0	0	0	5
2012	2	1	0	1	1	0	0	0	5
2013	4	0	0	0	0	0	0	0	4
2014	0	2	1	0	0	0	1	0	4
2015	1	0	0	0	0	0	0	0	1
2016	2	1	0	0	0	0	0	0	3
2017	1	1	0	0	0	0	0	0	2
2018	0	1	0	0	1	0	0	0	2
2019	0	1	0	0	0	0	0	0	1
合 計	63	41	6	3	6	0	1	0	120

【注】1. 日弁連調べによる。  
2. 2019年度は、10月1日現在の数である。